

居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	さぎぬま介護相談室	習志野市 鷺沼 2-10-6 - 103	株式会社 さぎぬま	居宅介護支援	令和5年 1月1日	